

藤井寺市障害者計画等策定業務仕様書

令和8年1月21日

藤井寺市 健康福祉部 福祉総務課

1. 業務名

藤井寺市障害者計画等策定業務

2. 概要及び目的

本業務は、本市における障害者施策全般にかかる理念や基本的な方針、目標を定めるために策定する、障害者基本法第11条第3項に基づく「藤井寺市障害者計画」及び本市における障害のある人が年齢や障害の種別等にかかわりなく、一人ひとりの自立を支援し、身近な地域で必要なサービスを受けながら、安心して暮らすことができるよう、今後のサービス基盤の整備を計画的に進めるために策定する、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条第1項に基づく「藤井寺市障害福祉計画（第8期）」及び児童福祉法第33条の20第1項に基づく「藤井寺市障害児福祉計画（第4期）」を、一体的に策定することを目的とする。

3. 業務内容

計画の策定にあたっては、令和3年3月策定の「藤井寺市障害者計画」及び国や大阪府が示す策定に関する基本指針及びサービス見込み量の設定に関する府（国）との調整時期等を踏まえながら進めるとともに、令和6年3月策定の「藤井寺市障害福祉計画（第7期）」及び障害児福祉計画（第3期）」で見込んだ数値目標との整合を図るものとする。

計画の期間については、藤井寺市障害者計画の計画期間である6年と合わせ、藤井寺市障害福祉計画（第8期）及び障害児福祉計画（第4期）も6年を1期とし、ともに令和9年度から令和14年度までを計画期間として作成する。

また現在、内閣府障害者政策委員会において協議されている「障害者基本計画（第6次）」や、厚生労働省社会保障審議会障害者部会において協議されている第8期障害福祉計画にかかる基本指針、第4期障害児福祉計画にかかる基本指針、その他関係計画等、今後の制度改正の動向を十分に踏まえながら策定すること。

（1）障害者の動向や施策・サービスの利用状況の把握

人口動向、障害者の状況、障害者関連施策の実施状況等を各種統計・既存資料より把握する。

（2）数値目標、サービス見込み量の設定支援

サービスの利用実績、関連する保健医療福祉サービス利用状況等を分析し、障害者等のサービス利用実態・提供状況を把握する。

（3）ニーズ調査

計画対象者における福祉ニーズや本市の障害施策の方向性を決定するにあた

り、現状の把握を目的とするアンケート調査について、調査票の設計を行う。なお、対象者の抽出作業、宛名ラベルの出力、封筒への貼付作業については市が行う。ただし、宛名ラベルシールは受託者が準備し、郵送料（発送及び返信）についても、受託者が負担するものとする。Web環境による調査を実施する場合には、必要となるWeb環境の整備については、委託業務に含むものとすると共に、効果を含め提案事項とすること。

それらの調査結果の集計、分析及びとりまとめは、委託業務に含むものとする。なお、集計の際には、障害の種別・等級ごとの調査結果分析を行うこと。

<アンケート調査について>

調査対象	市民・事業所・当事者団体
調査数	提案事項とします。
調査方法	提案事項とします。 調査回収率向上に向けた取り組みも提案事項とします。
調査内容	<ul style="list-style-type: none">・現在提供されている行政サービスで、拡充を望まれるサービスはありますか。（複数選択式）・現在提供されている行政サービス以外で、他にどのようなサービスの提供を望れますか。（自由記述）・現在、障害を起因としたお困りごとはありますか。（複数選択式、自由記述） <p>その他は提案事項とします。</p>
調査時期	提案事項とします。
調査票種類数	提案事項とします。
集計方法	単純集計、障害種類別クロス集計、その他分析上必要な設問間のクロス集計
備 考	アンケート調査票については、各種障害に配慮した帳票とする。

(4) 計画案の作成

計画案の作成にあたり、アンケート調査その他必要な調査を行う。

(5) パブリックコメントの実施支援

令和8年12月中旬ごろに実施予定のパブリックコメントの原稿作成や意見集約を行う。

(6) 計画策定委員会等への運営支援

①委員会資料の作成

※委員会の開催数は4～5回程度の開催を予定

②委員会への出席、議事進行支援及び想定問答の作成

③議事録（概要及び要旨）の作成

④事務局との打ち合わせ

※事務局との打ち合わせは策定委員会開催に先立ち適時実施する。

4. 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

5. 成果品

(1) 計画書（A4判・1色刷・100頁程度）	200部
(2) 普及用簡易版（A3判両面・1色刷・SPコード対応）	200部
(3) 計画書のWordデータ（CD-Rでの提供）	
(4) 上記（1）～（3）のホームページ掲載用PDFデータ一式	
(5) 計画書のテキストデータ（本市ホームページにおける音声読み上げ用）	1部
(6) その他関係資料一式（電子データを含む）	

6. その他

- ・本業務で知り得た事項については、他に漏らしてはならない。
- ・業務完了後、速やかにデータの破棄を行うこと。
- ・本件の成果品に係る著作権・版権等の権利は本市に帰属する。
- ・仕様書に明記されていない事項等があるときは、別途協議して定めるものとする。

以上